

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、鳥  
栖市長 橋本康志から換地処分を行った旨の届出があったので、同条第 4 項の  
規定により次のとおり公告する。

平成 27 年 1 月 9 日

佐賀県知事職務代理者

佐賀県副知事 坂 井 浩 毅

1 土地区画整理事業の名称

鳥栖基山都市計画事業 新鳥栖駅西土地区画整理事業

2 換地処分の完了年月日

平成 26 年 12 月 13 日